

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
株式会社Minorisソリューションズ
代表取締役社長 北 村 正 人

第36回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第36回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成28年6月27日（月曜日）午後6時までに議決権を行使して下さいようお願い申し上げます。

〔郵送による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送下さい。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

49頁から50頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.evotote.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、上記の行使期限までに賛否をご入力下さい。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月28日（火曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）
2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目2番1号
京王プラザホテル 43階 スターライトの間
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目 的 事 項
報 告 事 項 第36期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業
報告、計算書類の内容報告の件
決 議 事 項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承下さい。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.minorisol.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、企業収益や雇用情勢に改善が見られ、景気はゆるやかな回復基調で推移しましたが、中国をはじめとする新興国景気の減速や資源価格動向、マイナス金利の影響等、先行きは不透明な状況となっております。

情報サービス業界においては、ユーザー企業の好業績を背景に設備投資が回復基調となり、IT投資・需要が堅調に推移しました。

金融業においては、各金融機関における競争力強化や制度改正対応を目的とした各種業務システムの更新ニーズ、グローバル化対応ニーズなど、システム開発需要は引き続き旺盛な状況となっております。

製造業や流通業、サービス業においては、製品やサービスの高付加価値化・競争力強化のための投資が活発であり、クラウド、IoT、データ解析等の技術革新とともにそれらを活用したソフトウェア開発や各種ITサービス活用のニーズが顕在化しつつあります。

公共・エネルギー分野では、マイナンバー制度の導入や電力自由化など、各業界での大規模な構造変化に伴うシステム更新需要が本格化しつつあります。

一方で、IT需要の拡大と技術の高度化を背景に、IT技術者の確保は依然として重要な課題となっております。

このような状況の下、当事業年度の業績につきましては、売上高は、主力の金融業、製造業、運輸業、電力業向けのソフトウェア開発事業が順調に推移した結果、14,768,860千円（前事業年度比6.1%増）となりました。営業利益につきましては、事業税の増加や東京証券取引所第一部・第二部上場に関連する費用等により販売費及び一般管理費が前期比7.1%増加したことにより、1,057,667千円（同0.8%減）となりました。経常利益は1,078,912千円（同1.0%減）、当期純利益は702,544千円（同1.4%増）となりました。

セグメント別（事業内容別）の状況は次のとおりであります。

〔ソフトウェア開発〕

製造業、運輸業、電力業における各種業務システムやITインフラの更新案件を中心に、金融機関のシステム統合案件、新規顧客におけるERPパッケージを活用した基幹系システム開発案件、製造業における数理解析案件が堅調に推移し、売上高は10,792,111千円（前事業年度比12.4%増）、セグメント利益は1,428,966千円（同15.4%増）となりました。

〔システム運用管理〕

金融業・通信業向けを中心とした大口顧客への安定した案件を確保しましたが、一部案件の終了や、低採算案件のソフトウェア開発セグメントへの戦略的移行等により売上高は3,449,248千円（前事業年度比6.6%減）、セグメント利益は331,669千円（同16.2%減）となりました。

〔システム機器販売〕

ソフトウェア開発案件に関連する機器の販売を中心に推移し、売上高は527,501千円（前事業年度比15.7%減）、セグメント利益は10,377千円（同75.2%減）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は16,320千円であり、その主なものは工具、器具及び備品であります。

③ 資金調達の状況

当事業年度は、特に記載すべき事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 33 期 (平成25年3月期)	第 34 期 (平成26年3月期)	第 35 期 (平成27年3月期)	第 36 期 (当事業年度) (平成28年3月期)
売 上 高(千円)	13,601,215	13,323,287	13,922,247	14,768,860
当 期 純 利 益(千円)	400,903	506,494	692,552	702,544
1株当たり当期純利益 (円)	45.61	57.63	78.80	79.93
総 資 産(千円)	7,655,490	7,349,837	8,318,172	8,375,794
純 資 産(千円)	4,453,243	4,814,903	5,396,552	5,876,397

(注) 平成27年8月1日付で株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第33期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① 情報管理について

当社の属する情報サービス産業では、特に個人情報の保護、機密情報の守秘義務等が厳格に求められております。当社の業務においても、多種多様な職場で数多くの個人情報や機密情報を取扱う機会が多く、顧客からも情報管理についての強化が要請されております。

このような状況を踏まえて、当社では、個人情報に関する第三者認証制度である「プライバシーマーク」や、情報セキュリティマネジメントシステムの国際標準規格である「ISO/IEC 27001」及び「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度」の認証を取得しております。

今後とも、定期的な社内教育、内部監査、規程類の見直し、セキュリティ強化等適切な運用を行い、継続的に管理体制を維持することが重要な課題と認識しております。

② 優秀な人材の確保について

当社が事業を拡大していくためには、一定水準以上のスキルを有する優秀な技術者の確保が不可欠であり、これにかかわる要員の確保とともに、技術及び業務ノウハウの専門性、信頼性の強化・育成が重要な課題と認識しております。今後とも積極的な採用活動、教育の拡充とともに、「働きやすい魅力ある会社」の実現に向け注力して参ります。

③ 収益性の向上について

国内企業の情報化投資が活発化している一方、お客様のニーズが高度化しております。当社では、サービス品質の向上及び高付加価値サービスの提供により価格競争力の向上に努めるとともに、人的資源配分の効率化を一層進め、収益性の向上に努めて参ります。

④ サービス品質の安定化・向上、生産性の向上について

PMO室及び各事業部門におけるプロジェクト管理を一層徹底するとともに、作業の標準化や各フレームワーク、パッケージ等の活用により、品質の安定化を進めております。また、社内・プロジェクト内における技術や業務ノウハウの共有と相互活用、技術者の専門性向上、要員のローテーション及び効率的な人的資源配分等により、全般的な業務の生産性向上に努めております。

(5) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

事業内容	主要製品・事業内容
ソフトウェア開発	各種業務や機能など多様なニーズに対するシステムコンサルティング、システム導入技術支援及びソフトウェアの新規開発に至る業務
システム運用管理	大型汎用機から中小型機及びこれらを連携させたシステム等の広い領域にわたるオペレーション・運用監視・ネットワーク管理、アウトソーシング等の業務
システム機器販売	パーソナルコンピューター及び周辺機器、各種サーバ・ネットワーク機器、汎用パッケージ、セキュリティシステム等ハードウェア及びソフトウェア販売

(6) 主要な拠点等（平成28年3月31日現在）

本社	本社	：東京都新宿区
支社・事業所	大阪支社	：大阪府大阪市中央区
	仙台事業所	：宮城県仙台市青葉区
	松本事業所	：長野県松本市
	名古屋事業所	：愛知県名古屋市中区
	福岡事業所	：福岡県福岡市博多区

(7) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
985名	13名増	38.2歳	11.7年

（注）使用人数に契約社員は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	200,000千円
株式会社三井住友銀行	100,000千円
株式会社みずほ銀行	100,000千円
株式会社八十二銀行	100,000千円

2. 株式の状況（平成28年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 32,000,000株

（注）平成27年8月1日付にて実施した株式分割（1株を2株に分割）に伴い、発行可能株式総数は16,000,000株増加しております。

(2) 発行済株式の総数 8,790,000株

（注）平成27年8月1日付にて実施した株式分割（1株を2株に分割）に伴い、発行済の株式総数は4,395,000株増加しております。

(3) 株 主 数 4,560名

(4) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
三 菱 総 研 D C S 株 式 会 社	1,378,000 株	15.7 %
長 澤 信 吾	1,307,600	14.9
M i n o r i 従 業 員 持 株 会	844,800	9.6
滝 澤 正 盛	679,400	7.7
S C S K 株 式 会 社	500,000	5.7
有 限 会 社 フ ラ イ ト	348,000	4.0
松 田 守 弘	257,600	2.9
M i n o r i 取 引 先 持 株 会	84,800	1.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信 託 口)	66,800	0.8
佐 藤 育 子	60,000	0.7

（注）持株比率は自己株式（756株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	滝澤 正盛	
代表取締役社長	北村 正人	
取締役副社長	長澤 信吾	PMO室長
取締役副社長	大 吉 哲夫	
専務取締役	松 本 亨	
常務取締役	清 水 陽子	管理本部長兼経理部長
取 締 役	和 氣 茂	金融本部長
取 締 役	森 下 祐治	ＩＴソリューション本部長
取 締 役	酒 井 宏 暢	東陽監査法人代表社員 税理士法人サクセスサポート代表社員
取 締 役	小 山 眞 一	
常 勤 監 査 役	松 本 眞 和	
常 勤 監 査 役	久 保 田 忠 男	
監 査 役	安 元 宣 明	
監 査 役	菱 川 浩 一 郎	菱川総合法律事務所長 エー・シー・エス債権管理回収株式会社取締役

- (注) 1. 酒井宏暢氏並びに小山眞一氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 松本眞和氏、安元宣明氏、菱川浩一郎氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役酒井宏暢氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役菱川浩一郎氏は、弁護士士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役酒井宏暢氏、小山眞一氏、監査役松本眞和氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役は2,000千円または法令が定める額のいずれか高い額、社外監査役は2,000千円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 (う ち 社 外 取 締 役)	11名 (2)	152,373千円 (9,000)
監 (う ち 社 外 監 査 役)	4 (3)	22,560 (13,500)
合 計	15 (5)	174,933 (22,500)

(注) 平成14年12月2日開催の臨時株主総会において取締役の報酬限度額は、年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬限度額は、年額50,000千円以内と決議されております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	活 動 状 況
取締役	酒 井 宏 暢	当事業年度に開催の取締役会17回の全てに出席し、公認会計士及び税理士として専門的見地から、議案審議等に際し適宜必要な発言を行っております。
取締役	小 山 眞 一	平成27年6月の就任後に開催された取締役会12回のうち11回に出席し、業界及び企業経営に関する経験と見識を基に、議案審議等に際し適宜必要な発言を行っております。
監査役	松 本 眞 和	当事業年度に開催の取締役会17回のうち15回、監査役会17回のうち15回に出席し、監査役としての豊富な経験を基に、議案審議等に際し適宜必要な発言を行っております。
監査役	安 元 宣 明	当事業年度に開催された取締役会17回、監査役会17回の全てに出席し、業界及び企業経営に関する経験と見識を基に、議案審議等に際し適宜必要な発言を行っております。
監査役	菱 川 浩 一 郎	当事業年度に開催の取締役会17回のうち16回、監査役会17回のうち16回に出席し、弁護士としての専門的見地から、議案審議等に際し適宜必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当 事 業 年 度 に 係 る 会 計 監 査 人 と し て の 報 酬 等	24,000千円
当 社 が 会 計 監 査 人 に 支 払 う べ き 金 銭 そ の 他 の 財 産 上 の 利 益 の 合 計 額	24,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分していないため、これらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、次のとおりであります。

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・会社の業務執行が全体として適正かつ健全に行われるよう、取締役会は、企業統治を一層強化する観点から、実効性ある内部統制システムの構築と会社による全体としての法令・定款遵守の体制の確立に努めます。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書その他職務の執行に係る情報を、文書管理規程の定めるところに従い適切に保存し、管理します。
 - ・各取締役及び各監査役の要求があるときは、それらを閲覧できるものとします。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程類その他の体制
 - ・リスクの防止及び会社損失の最小化を図るため、リスク管理委員会を設置し、委員長を代表取締役社長とします。
 - ・リスク管理委員会は、リスク管理規程に基づき、リスク管理のためのマニュアル等の整備、運用状況の確認を行い、取締役会に報告します。
 - ・監査室は、各部門のリスク管理体制の有効性についての監査を実施します。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会規則、執行役員会規程に基づく職務権限・意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとります。
- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・使用人が、法令・定款、その他の社内規程類及び社会通念等を遵守した行動をとるための規範や倫理規程・倫理指針を定め、執行役員会にて周知徹底と遵守の推進を図ります。また、会社内にリスク管理委員会を設置します。
 - ・使用人が、法令・定款違反、社内規程類違反あるいは社会通念に反する行為等が行われていることを知ったときは、企業倫理ホットラインに通報・相談できる仕組みを用意し、案件は、遅滞なく監査役に報告されます。また、必要に応じてコンプライアンス調査委員会を開催し調査を実

施します。

- ・ 内部通報制度に関しては、通報者の保護を図るとともに、透明性を維持し的確に対処するものとします。
- (6) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・ 当社は現在、親会社及び子会社等を有していないものの、将来において企業集団を組成した場合には、関係会社管理規程に則り、当社を中核とした企業グループ全体の健全な発展を図り、可能な限り企業集団における情報の共有と業務執行の適正を確保することに努めます。また、下記事項を踏まえた体制整備に努めます。
- イ 当社の子会社の取締役等の職務の執行に関わる事項の当社への報告に関する体制。
- ロ 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制。
- ハ 当社の子会社の取締役等の職務執行が効率的に行われていることを確保するための体制。
- ニ 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びに当該使用人の当社の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 監査役が職務遂行につき補助すべき使用人の配置を求めた場合には、監査役と協議の上、使用人を置くものとします。
 - ・ 監査役を補助すべき使用人は、監査役から指示された職務に関して、取締役及び上長等の指揮、命令を受けないものとします。
 - ・ 当該使用人の人事評価、処遇、人事異動、懲戒処分等については事前に監査役の同意を得て、それらの事項を決定することとします。
- (8) 監査役への報告に関する体制
- イ 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制
- ・ 取締役及び使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告するものとします。
 - ・ 取締役及び使用人は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定・内部監査の実施結果を遅滞なく監査役に報告するものとします。
- ロ 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

- ・当社は現在、子会社を有していないものの、将来において子会社を有した場合には、下記事項を踏まえた体制整備に努めます。
 - ・子会社の取締役、監査役及び使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、又は会社に着しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく当社の監査役に報告するものとします。
 - ・子会社の取締役、監査役及び使用人は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定・内部監査の実施結果を遅滞なく当社の監査役に報告するものとします。
 - ・子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社の監査役から報告を求められた場合には、速やかに必要な報告及び情報提供を行うものとします。
- (9) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・当社は、当社の監査役に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いをすることを禁じ、その旨を企業倫理ホットライン運営規程に明記すると共に、取締役及び使用人に周知徹底します。
- (10) 監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に関する事項
- ・当社は、監査役もしくは監査役会が、その職務の執行について生じる費用の前払又は償還等を請求したときは、当該監査役又は監査役会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとします。
- (11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・代表取締役は、監査役と可能なかぎり会合をもち、業務報告とは別に会社経営に関する意見の交換のほか、意思の疎通を図るものとします。
 - ・取締役会は、業務の適正を確保するうえで重要な会議体である執行役員会及びリスク管理委員会への監査役の出席を確保するものとします。
- (12) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・財務報告の信頼性を確保するため、使用人に対し教育、研修等を通じて内部統制について周知徹底し、全社レベル及び業務プロセスレベルにおいて財務報告の信頼性の確保を目的とした統制を図るものとします。
 - ・取締役会は、財務報告とその内部統制を監視するとともに、法令に基づき財務報告とその内部統制の整備及び運用状況を評価し改善するものとします。

(13) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

- ・当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては取引関係も含めて一切の関係をもたないこととし、また反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした姿勢で組織的に対応するものとします。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当該事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）のうち「会社法の一部を改正する法律」（平成26年度法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）の施行後、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

(1) 取締役の職務執行

- ・当事業年度において、取締役会は17回開催しており、経営上の意思決定を行っております。なお、取締役会規則をはじめとする社内規程を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するように徹底しております。

(2) 監査役の職務執行

- ・当事業年度において、監査役会は17回開催しており、監査役相互による意見交換が行われております。また、監査役は取締役会を含む重要な会議への出席のほか、会計監査人並びに監査室との間で定期的に情報交換を行うことで、取締役の職務について監査をしております。

(3) リスク管理及びコンプライアンス

- ・当社はリスクの低減、予防の推進及び迅速な対応のため、リスク管理規程を制定し、リスクマネジメント体制の強化に努めております。また、コンプライアンスの重要性の理解と意識付けを浸透させるため、「コンプライアンスハンドブック」を取締役等及び使用人に配布し、定期的に教育を行うことで周知徹底を図っております。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主の皆様への利益還元を明確にするため、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を実施することを基本方針としております。剰余金の配当につきましては、中間配当と期末配当の年2回を継続する方針です。

当事業年度の配当金につきましては、株主の皆様への利益還元を重視し、中間配当については1株につき14円（普通配当11円、及び東京証券取引所市場第二部への市場変更記念配当3円）、期末配当は平成28年5月24日開催の取締役会決議により、1株につき15円（普通配当12円、及び東京証券取引所市場第一部銘柄指定の記念配当3円）とさせていただきました。これにより1株当たり年間配当額は29円（普通配当23円、及び記念配当6円）、配当総額は254,888千円となります。

貸 借 対 照 表

(平成28年 3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	7,531,776	流 動 負 債	1,999,061
現金及び預金	5,070,585	買 掛 金	577,977
受 取 手 形	26,978	短 期 借 入 金	500,000
売 掛 金	2,159,052	リ ー ス 債 務	2,072
仕 掛 品	71,517	未 払 金	199,187
前 渡 金	22,753	未 払 費 用	39,373
前 払 費 用	51,423	未 払 法 人 税 等	238,045
繰 延 税 金 資 産	119,735	未 払 消 費 税 等	129,145
そ の 他	10,604	前 受 金	23,578
貸 倒 引 当 金	△875	預 り 金	36,349
固 定 資 産	844,018	賞 与 引 当 金	253,332
有 形 固 定 資 産	111,973	固 定 負 債	500,335
建 物	55,010	退 職 給 付 引 当 金	477,066
構 築 物	378	そ の 他	23,269
工具、器具及び備品	20,705	負 債 合 計	2,499,397
土 地	34,200	純 資 産 の 部	
リ ー ス 資 産	1,678	株 主 資 本	5,773,976
無 形 固 定 資 産	71,092	資 本 金	750,000
ソ フ ト ウ ェ ア	57,642	資 本 剰 余 金	1,196,550
リ ー ス 資 産	295	資 本 準 備 金	1,196,550
そ の 他	13,154	利 益 剰 余 金	3,827,695
投 資 そ の 他 の 資 産	660,951	利 益 準 備 金	26,347
投 資 有 価 証 券	262,224	そ の 他 利 益 剰 余 金	3,801,348
繰 延 税 金 資 産	123,485	別 途 積 立 金	10,000
敷 金 及 び 保 証 金	148,793	繰 越 利 益 剰 余 金	3,791,348
保 険 積 立 金	114,642	自 己 株 式	△268
そ の 他	37,326	評 価 ・ 換 算 差 額 等	102,420
貸 倒 引 当 金	△25,521	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	102,420
資 産 合 計	8,375,794	純 資 産 合 計	5,876,397
		負 債 純 資 産 合 計	8,375,794

損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から)
(平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	14,768,860
売 上 原 価	12,556,059
売 上 総 利 益	2,212,801
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,155,134
営 業 利 益	1,057,667
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	752
有 価 証 券 利 息	4,306
受 取 配 当 金	7,459
保 険 配 当 金	5,901
そ の 他	6,264
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	3,343
そ の 他	96
経 常 利 益	1,078,912
特 別 利 益	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	32,781
税 引 前 当 期 純 利 益	1,111,693
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	413,379
法 人 税 等 調 整 額	△4,231
当 期 純 利 益	702,544

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から)
(平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本計 合	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合 計
					別途積立金	繰越利益 剰 余 金			
平成27年4月1日 残高	750,000	1,196,550	1,196,550	26,347	10,000	3,304,139	3,340,487	△268	5,286,768
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△215,336	△215,336		△215,336
当 期 純 利 益						702,544	702,544		702,544
自己株式の取得									
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	487,208	487,208	—	487,208
平成28年3月31日 残高	750,000	1,196,550	1,196,550	26,347	10,000	3,791,348	3,827,695	△268	5,773,976

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成27年4月1日 残高	109,783	109,783	5,396,552
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△215,336
当期純利益			702,544
自己株式の取得			
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	△7,363	△7,363	△7,363
事業年度中の変動額合計	△7,363	△7,363	479,844
平成28年3月31日 残高	102,420	102,420	5,876,397

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

- ・ 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・ 時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

- ・ 商品・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に新規に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～34年

工具、器具及び備品 4年～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（3年～5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

- ・ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

- ・ 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) 収益及び費用の計上基準

受注制作ソフトウェアに係る収益の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクトについては、進行基準（プロジェクトの進捗率の見積りは原価比例法）を、それ以外のプロジェクトについては検収基準を適用しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	146,789千円
(2) 取締役、監査役に対する金銭債務	
長期金銭債務（役員退職慰労未払金）	23,034千円

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	4,395,000株	4,395,000株	一株	8,790,000株

(注) 当事業年度増加株式数4,395,000株は、平成27年8月1日付で株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行ったことによる増加であります。

(2) 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	378株	378株	一株	756株

(注) 当事業年度増加株式数378株は、平成27年8月1日付で株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行ったことによる増加であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
平成27年5月22日 取 締 役 会	普通株式	92,287	21	平成27年3月31日	平成27年6月9日
平成27年10月30日 取 締 役 会	普通株式	123,049	14	平成27年9月30日	平成27年11月26日

(注) 平成27年10月30日取締役会決議の1株当たり配当額14円には、東京証券取引所市場第二部への市場変更記念配当3円を含んでおります。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決 議	株式の 種 類	配 当 の 原 資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
平成28年5月24日 取 締 役 会	普通株式	利益剰余金	131,838	15	平成28年3月31日	平成28年6月13日

(注) 1株当たり配当額15円には、東京証券取引所市場第一部指定記念配当3円を含んでおります。

(4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）

賞与引当金	78,178千円
未払事業税	19,836千円
未払社会保険料	12,115千円
その他	9,604千円
合計	119,735千円

繰延税金資産（固定）

退職給付引当金	146,197千円
資産除去債務	11,286千円
投資有価証券評価損	10,565千円
貸倒引当金	7,814千円
長期未払金	7,053千円
その他	2,648千円
小計	185,565千円
評価性引当額	△29,191千円
合計	156,374千円

繰延税金負債（固定）

その他有価証券評価差額金	△32,888千円
合計	△32,888千円
繰延税金資産（固定）の純額	123,485千円

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期資金及び長期資金は銀行借入により調達しております。

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理基準に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式であり、時価のあるものについては四半期ごとに時価を見直しております。

借入金の使途は主に短期の運転資金であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	5,070,585	5,070,585	—
(2) 受取手形	26,978	26,978	—
(3) 売掛金	2,159,052	2,159,052	—
(4) 投資有価証券	240,380	240,380	—
(5) 敷金及び保証金	148,793	148,793	—
資産計	7,645,789	7,645,789	—
(1) 買掛金	577,977	577,977	—
(2) 短期借入金	500,000	500,000	—
(3) 未払金	199,187	199,187	—
(4) 未払法人税等	238,045	238,045	—
(5) 未払消費税等	129,145	129,145	—
負債計	1,644,356	1,644,356	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

時価については、取引所の価格によっております。

(5) 敷金及び保証金

時価については、将来の回収予定額をリスクフリーレートで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1)買掛金、(2)短期借入金、(3)未払金、(4)未払法人税等、(5)未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 非上場株式（貸借対照表計上額21,844千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

6. 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取 引 内 容	取 引 金 額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
主要株主	三菱総研DCS 株 式 会 社	被所有 直接 15.7%	営業上の取引先	売上高	1,627,874	売掛金	161,199

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれます。

2. 取引条件及び取引条件等の決定方針等

市場価格を参考に相互協議のうえ決定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 668円59銭

(2) 1株当たり当期純利益 79円93銭

(注) 平成27年8月1日付で株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月16日

株式会社Minoriソリューションズ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 瀬戸 卓 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 阪田 大門 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Minoriソリューションズの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月20日

株式会社Minoriソリューションズ監査役会

常勤監査役 松 本 眞 和 ㊞
(社外監査役)

常勤監査役 久保田 忠 男 ㊞

社外監査役 安 元 宣 明 ㊞

社外監査役 菱 川 浩一郎 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の目的

(1) 平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)(以下、改正会社法といいます。)により、新たな機関設計として監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。当社は、取締役会の監査・監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の健全性と効率性を高めるため、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除、その他の変更を行うものであります。

(2) 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる取締役の範囲が業務執行取締役等でない取締役に変更されたことに伴い、社外取締役に限らず、取締役として有用な人材の招聘を行うことができるよう、責任限定契約の対象の変更を行うものであります。なお、この規定の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

(3) その他、上記変更に伴い必要となる条数等の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、下記のとおりです。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変 更 案
第1章～第3章 (条文省略)	第1章～第3章 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会 第18条 (条文省略)	第4章 取締役および取締役会 第18条 (現行どおり)
(取締役の員数)	(取締役の員数)
第19条 当社の取締役は、12名以内とする。	第19条 当社の取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> は、12名以内とする。
(新 設)	<u>2 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u>
(取締役の選任)	(取締役の選任)
第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。	第20条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u> 、株主総会の決議によって選任する。
2 (条文省略)	2 (現行どおり)
3 (条文省略)	3 (現行どおり)

現行定款	変 更 案
(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (新 設) (新 設) (新 設)	(取締役の任期) 第21条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> <u>4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u>

現行定款	変 更 案
(代表取締役および役付取締役) 第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。 2 (条文省略) 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	(代表取締役および役付取締役) 第22条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から</u>代表取締役を選定する。 2 (現行どおり) 3 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から</u>取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
(取締役会の招集権者および議長) 第23条 (条文省略) (取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および<u>各監査役</u>に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。 第25条 (条文省略)	(取締役会の招集権者および議長) 第23条 (現行どおり) (取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。 第25条 (現行どおり)

現行定款	変 更 案
(取締役会の決議の省略) 第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。</u>	(取締役会の決議の省略) 第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
(新 設)	<u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が、これに記名押印または電子署名する。	(取締役会の議事録) 第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役が、これに記名押印または電子署名する。
(取締役会規則) 第28条 (条文省略)	(取締役会規則) 第29条 (現行どおり)

現行定款	変 更 案
(取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 (取締役の責任免除) 第30条 (条文省略) 2 当社は、<u>社外取締役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金2百万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。 <u>第5章 監査役および監査役会</u> <u>(監査役および監査役会の設置)</u> <u>第31条 当社は、監査役および監査役会を置く。</u> <u>(監査役の員数)</u> <u>第32条 当社の監査役は、4名以内とする。</u>	(取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u> (取締役の責任免除) 第31条 (現行どおり) 2 当社は、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金2百万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。 (削 除) (削 除) (削 除)

現行定款	変 更 案
<u>(監査役の選任)</u> <u>第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> <u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> <u>(監査役の任期)</u> <u>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> <u>(常勤監査役)</u> <u>第35条 監査役会は、監査役のなかから常勤の監査役を選定する。</u> <u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</u>	(削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除)

現行定款	変 更 案
<u>(監査役会の決議の方法)</u> <u>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u> <u>(監査役会の議事録)</u> <u>第38条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u> <u>(監査役会規則)</u> <u>第39条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u> <u>(監査役の報酬等)</u> <u>第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	(削 除) (削 除) (削 除) (削 除)

現行定款	変 更 案
<u>(監査役の責任免除)</u> 第41条 当会社は、取締役会の決議によ <u>って、監査役（監査役であったも のを含む。）の会社法第423条第 1項の賠償責任について、法令に 定める要件に該当する場合は、賠 償責任額から法令に定める最低 責任限度額を控除して得た額を 限度として、免除することができ る。</u> 2 当会社は、社外監査役との間 <u>で、会社法第423条第1項の賠償 責任について、法令に定める要件 に該当する場合は、賠償責任を限 定する契約を締結することがで きる。ただし、当該契約に基づく 賠償責任の限度額は、金2百万円 以上であらかじめ定めた額と法 令の定める最低責任限度額との いずれか高い額とする。</u> (新 設) (新 設) (新 設)	(削 除) (削 除) 第5章 監査等委員会 <u>(監査等委員会の設置)</u> 第32条 当会社は、監査等委員会を置 く。 <u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第33条 監査等委員会の招集通知は、各 監査等委員に対し、会日の3日前まで に発する。ただし、緊急の場合は、こ の期間を短縮することができる。

現行定款	変 更 案
(新 設)	<u>(監査等委員会の決議方法)</u> <u>第34条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会の議事録)</u> <u>第35条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会規則)</u> <u>第36条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款の定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u>
第6章 会計監査人 第42条～第44条（条文省略） （会計監査人の報酬等） 第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。 第46条 （条文省略）	第6章 会計監査人 第37条～第39条（現行どおり） （会計監査人の報酬等） 第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。 第41条 （現行どおり）

現行定款	変 更 案
第7章 計算 第47条～第49条（条文省略） （新 設）	第7章 計算 第42条～第44条（現行どおり） 附則 <u>（監査役の責任免除に関する経過措置）</u> <u>第1条 当社は、第36回定時株主総会</u> <u>終結前の行為に関する会社法第</u> <u>423条第1項所定の監査役（監査役</u> <u>であったものを含む。）の損害賠</u> <u>償責任を、法令の限度において、</u> <u>取締役会の決議によって免除する</u> <u>ことができる。</u> <u>第2条 当社は、第36回定時株主総会</u> <u>終結前の社外監査役（社外監査役</u> <u>であったものを含む。）の行為に</u> <u>関する会社法第423条第1項の損</u> <u>害賠償責任を限定する契約につい</u> <u>ては、なお同定時株主総会の決議</u> <u>による変更前の定款第41条第2項</u> <u>の定めるところによる。</u>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。また、取締役全員（10名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	たき ざわ まさ もり 滝 澤 正 盛 (昭和26年8月25日生)	昭和45年4月 日本電気エンジニアリング株式会社 (現NECフィールディング株式会社) 入社 昭和48年3月 株式会社松本計算センター(現TIS株式会社) 入社 昭和61年6月 同社取締役 昭和63年8月 株式会社フライト(現当社) 設立 同社代表取締役社長 平成18年4月 株式会社名鉄システム開発(現当社) 代表取締役社長 平成18年9月 トータルシステムソリューション株式会社(現当社) 取締役 平成19年4月 株式会社イービックス(現当社) 代表取締役会長 平成21年4月 株式会社イーウェーブ(現当社) 代表取締役社長執行役員 平成22年4月 当社代表取締役社長執行役員 平成24年6月 当社代表取締役会長執行役員(現任)	679,400株
	(取締役候補者とした理由) 滝澤正盛氏は、当社代表取締役社長及び代表取締役会長を歴任し、極めて豊富な経営経験と実績を有しております。その経験と見識が今後も当社経営に必要であることから、引き続き取締役候補者いたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
2	きたむらただひと 北村正人 (昭和28年12月2日生)	昭和53年4月 ダイヤモンドコンピューターサービ ス株式会社(現三菱総研DCS株式会 社)入社 平成10年6月 同社人事部担当部長 平成14年6月 同社取締役企画部長 平成18年1月 同社執行役員ソリューション統括部 長 平成18年6月 同社常勤監査役 平成21年12月 同社執行役員 平成21年12月 株式会社ディー・シー・オペレーショ ンズ(現株式会社MD ビジネスパート ナー)代表取締役副社長 平成24年6月 当社常務取締役執行役員管理本部長 平成26年4月 当社代表取締役社長執行役員(現任)	3,200株
(取締役候補者とした理由) 北村正人氏は、前職において管理部門や企画部門での経験を経て、取締役、監査役に就任し、役員としても豊富な経験を有しております。当社においても代表取締役社長として経営全般を統括する役割を担っていることから、引き続き取締役候補者となりました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 株 式 の 数
3	おお よし てつ お 夫 大 吉 哲 夫 (昭和32年4月19日生)	昭和55年4月 住商コンピューターサービス株式会 社 (現 S C S K株式会社) 入社 平成17年4月 同社執行役員エス・シー・ソリューシ ョン事業部副事業部長 平成17年8月 同社執行役員エス・シー・ソリューシ ョン事業部長 平成17年10月 同社執行役員金融システム事業部副 事業部長 平成20年4月 同社執行役員E R P ソリューション 事業部副事業部長 平成21年4月 株式会社イーウェーブ (現当社) 専務 執行役員東日本第一統括 平成22年4月 当社専務執行役員事業統括本部長 平成22年6月 当社専務取締役執行役員事業統括本 部長 平成22年10月 当社専務取締役執行役員事業統括本 部長兼産業第一本部長 平成23年4月 当社専務取締役執行役員事業統括本 部長 平成24年7月 当社取締役副社長執行役員 (現任)	20,000株
(取締役候補者とした理由) 大吉哲夫氏は、前職において事業部門等で培われた、多様で豊富な経験を有しており、当 社取締役副社長としての役割を適切に果たしていることから、引き続き取締役候補者とい いました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
4	清水陽子 (昭和35年1月19日生)	昭和55年4月 長谷川工務店株式会社(現株式会社長谷工コーポレーション) 入社 昭和58年10月 株式会社松本計算センター(現T I S株式会社) 入社 昭和63年3月 日新建工株式会社入社 平成4年9月 株式会社フライト(現当社) 入社 平成14年6月 同社取締役 平成21年4月 株式会社イーウェーブ(現当社) 取締役執行役員 平成22年4月 当社取締役執行役員管理統括本部長兼経営企画室長 平成22年6月 当社取締役執行役員管理統括本部長兼経営企画室長兼経理部長 平成24年4月 当社取締役執行役員管理本部長兼管理部長 平成24年6月 当社取締役執行役員管理本部副本部長兼管理部長 平成24年7月 当社取締役執行役員管理本部副本部長兼総務部長 平成25年1月 当社取締役執行役員管理本部副本部長兼総務部長兼人事部長 平成26年4月 当社常務取締役執行役員管理本部長兼経理部長(現任)	49,100株
	(取締役候補者とした理由) 清水陽子氏は、当社の管理部門及び経営企画部門等における業務経験と実績を有しており、引き続き取締役候補者となりました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当株式の数
5	わ き しげる 和 氣 茂 (昭和39年10月25日生)	昭和63年7月 日本システムクリエート株式会社 (現当社) 入社 平成13年4月 当社マネージャー 平成19年7月 当社執行役員東京第一事業本部副本 部長兼第一部長 平成22年4月 当社執行役員金融本部副本部長兼第 一部長 平成23年6月 当社取締役執行役員金融本部副本部 長兼第一部長 平成24年4月 当社取締役執行役員金融本部長 平成28年4月 当社取締役執行役員ソリューション 第二本部長 (現任)	3,100株
		(取締役候補者とした理由) 和氣 茂氏は、入社以来、当社事業部門の本部責任者として豊富な経験を有しており、取 締役として当社の事業運営に必要な人材であることから、引き続き取締役候補者といまし ました。	
6	もり した ゆう じ 森 下 祐 治 (昭和38年9月5日生)	昭和59年3月 株式会社松本計算センター(現T I S 株式会社) 入社 平成3年9月 株式会社フライト (現当社) 入社 平成19年4月 同社執行役員 平成22年4月 当社執行役員産業本部副本部長兼第 一部長 平成25年5月 当社執行役員 I T ソリューション本 部長 平成26年6月 当社取締役執行役員 I T ソリューシ ョン本部長 平成28年4月 当社取締役執行役員ソリューション 第一本部長 (現任)	53,700株
		(取締役候補者とした理由) 森下祐治氏は、入社以来、当社システム開発部門の本部責任者として豊富な経験を有して おり、取締役として当社の事業運営に必要な人材であることから、引き続き取締役候補者 といたしました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
7	こやましんいち 小山 眞 一 (昭和22年11月15日生)	昭和45年4月 富士ゼロックス株式会社入社 平成8年1月 同社取締役 平成11年3月 同社常務執行役員 平成15年7月 同社専務執行役員 平成18年7月 同社取締役専務執行役員 平成21年6月 同社取締役専務執行役員 退任 平成21年6月 富士ゼロックスシステムサービス株式会社代表取締役会長 平成22年6月 同社代表取締役会長兼社長 平成26年6月 同社代表取締役会長兼社長 退任 平成27年6月 当社社外取締役 (現任)	一株
(社外取締役候補者とした理由) 小山眞一氏は、前職の経験から企業経営に関する豊富な経験と見識を有しており、広い識見による助言や監視を期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。			
8 ※	にっ た さとし 新 田 聡 (昭和36年3月29日生)	昭和56年4月 日本タイムシェア株式会社(現TIS株式会社) 入社 平成4年9月 新弘株式会社入社 平成14年1月 株式会社イーウェーブ(現当社) 入社 平成22年4月 当社執行役員関西本部副本部長兼第六部長兼営業部長 平成27年4月 当社執行役員関西本部長 平成28年4月 当社執行役員ソリューション第三本部長 (現任)	一株
(取締役候補者とした理由) 新田 聡氏は、当社事業部門の本部責任者として豊富な経験を有しており、その能力と経験を当社取締役として発揮させるべく、新たに取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 小山眞一氏は、社外取締役候補者であります。
3. 小山眞一氏の当社での社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
4. 当社は、小山眞一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、2,000千円または法令が定める額のいずれか高い額としており、本総会において小山眞一氏が再任された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 候補者番号の※印は新任の取締役候補者であります。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当株式数
1 ※	まつもととおる 松本 亨 (昭和31年9月13日生)	昭和52年4月 大阪日産ディーゼル株式会社入社 昭和61年2月 日産ディーゼル販売株式会社出向 平成元年5月 株式会社ティアイエスソフトウェアエンジニアリング(現当社)入社 平成17年4月 同社執行役員 平成18年6月 同社取締役 平成20年4月 同社常務取締役 平成21年4月 株式会社イーウェーブ(現当社) 常務取締役常務執行役員 平成22年4月 当社常務取締役執行役員関西本部長 平成24年6月 当社専務取締役執行役員関西本部長 平成24年7月 当社専務取締役執行役員関西支社/関西本部長 平成27年4月 当社専務取締役執行役員(現任)	11,000株
		(取締役候補者とした理由) 松本 亨氏は、当業界での豊富な経験を有しており、当社のビジネスに精通していることから、今後経営全般の監視と有効な助言、さらに他の監査等委員への当業界に関する知識共有も期待し、監査等委員である取締役候補者となりました。	
2 ※	まつもとまさかず 松本 眞 和 (昭和22年11月6日生)	昭和45年4月 丸善石油株式会社(現コスモ石油株式会社)入社 平成5年7月 コスモバイオ株式会社転籍 平成9年6月 同社取締役情報システム部長兼業務部長 平成16年8月 同社監査役 平成20年6月 株式会社イーウェーブ(現当社) 監査役 平成22年6月 当社社外監査役(現任)	一株
		(社外取締役候補者とした理由) 松本眞和氏は、前職での経験を活かし当社の社外監査役として、経営執行の適法性について客観的な監査を遂行されたことから、監査等委員である社外取締役候補者となりました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
3 ※	さか い ひろ のぶ 酒 井 宏 暢 (昭和34年9月27日生)	昭和57年10月 新光監査法人入所 昭和62年3月 公認会計士登録 平成4年8月 東陽監査法人入所 平成9年1月 公認会計士・税理士酒井宏暢事務所開設 平成15年2月 東陽監査法人代表社員(現任) 平成22年1月 税理士法人サクセスサポート設立 同法人代表社員(現任) 平成26年6月 当社社外取締役(現任)	一株
(社外取締役候補者とした理由) 酒井宏暢氏は、公認会計士・税理士としての幅広い経験と見識を有しており、社外取締役として広い識見による助言や監視を遂行されました。また、同氏は直接経営に関与したことはありませんが、上記の理由から今後も当社の経営及び監査等への貢献を期待し、監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。			
4 ※	ひし かわ こう いち ろう 菱 川 浩 一 郎 (昭和49年9月14日生)	平成13年10月 弁護士登録 牛島法律事務所(現牛島総合法律事務所)入所 平成14年1月 片岡総合法律事務所入所 平成22年6月 米国ニューヨーク州弁護士登録 平成24年5月 エー・シー・エス債権管理回収株式会社取締役(現任) 平成24年6月 菱川総合法律事務所開設 同事務所所長(現任) 平成26年6月 当社社外監査役(現任)	一株
(社外取締役候補者とした理由) 菱川浩一郎氏は、弁護士として豊富な知識と経験を有しており、当社の社外監査役として経営執行の適法性について客観的な監査を遂行されたことから、監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 松本眞和氏、酒井宏暢氏および菱川浩一郎氏は、社外取締役候補者であります。当社は松本眞和氏、酒井宏暢氏をそれぞれ東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりますが、改めて両氏に菱川浩一郎氏を加え、独立役員として届け出る予定であります。
3. 酒井宏暢氏の当社での社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
4. 当社は、松本眞和氏、酒井宏暢氏、菱川浩一郎氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、2,000千円または法令が定める額のいずれか高い額としており、各氏が再任された場合には当社との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 候補者番号の※印は新任の監査等委員である取締役候補者であります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成14年12月2日開催の臨時株主総会において、年額200,000千円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬の額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢諸般の事情も考慮して、年額200,000千円以内（うち社外取締役分20,000千円以内）と定めることとさせていただきますたく存じます。

なお、上記取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役の人数は10名（うち社外取締役2名）であり、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役以外の取締役は8名（うち社外取締役1名）となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員の職務と責任を考慮して、年額60,000千円以内と定めることとさせていただきますたく存じます。第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

以 上

＜インターネットによる議決権行使のご案内＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

(1)インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（i モード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

※「i モード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国 Yahoo! Inc. の商標または登録商標です。

(2)パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

(3)携帯電話による議決権行使は、i モード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用下さい。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

(4)インターネットによる議決権行使は、平成28年6月27日（月曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスク（次頁末尾記載）へお問い合わせ下さい。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1)議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

- (2)株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承下さい。
- (3)株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
- (1)郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承下さい。
- (2)インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

メ 毛

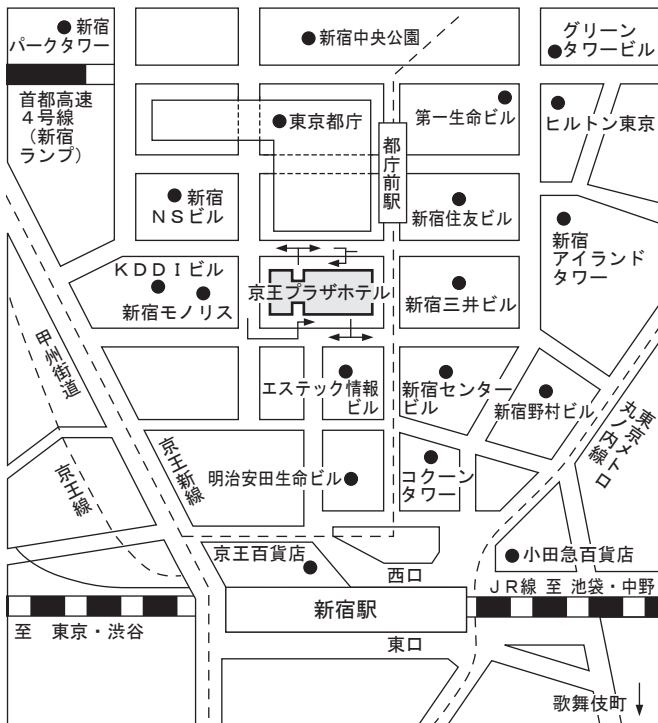
[illegible]

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都新宿区西新宿二丁目 2 番 1 号

京王プラザホテル 43階 スターライトの間

電話 (03) 3344-0111



交通のご案内

JR新宿駅西口下車 徒歩5分

京王線・小田急線・地下鉄（丸ノ内線・都営新宿線）新宿駅下車 徒歩5分
都営大江戸線 都庁前駅B1出口すぐ

お車なら「新宿ランプ」を降りて、3つ目の信号を右折、2つ目の信号を右折、200m位左側